

令和8年8月5日

自治区長 様

まちと川を美しくする会
会長 高村 伸一

令和8年度 秋の「環境美化活動」について

晩夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

標題の件について、下記のとおり御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 収集運搬について

春の環境美化と同一業者による収集運搬を実施します。収集運搬を依頼した自治区で、**延期又は中止する場合には速やかに収集業者へ御連絡ください。**

2 実施報告について

環境美化活動を実施した場合は、「秋の環境美化活動実施結果報告書」【ピンク色】を御提出ください。

- ・提出先 各支所又は地域交流課
- ・提出方法 持参、郵送、FAX（区長印不要）又は電子申請
- ・提出期限 10月30日（金）提出期限以降に活動をした場合は、活動後1週間以内
- ・備考 環境美化活動は、道路・河川愛護活動の報奨金交付（「自治区運営の手引」P84参照）の対象ではございませんので御注意ください。

3 送付書類

- （1）秋の「環境美化活動」に関するお知らせ
- （2）秋の「環境美化の日」作業のお知らせ【自治区内回覧例】
- （3）豊田市区長会共済会 事故報告書
- （4）自治区活動事故報告書（損害補償金用）
- （5）公共奉仕活動傷害事故報告書（見舞金用）
- （6）秋の環境美化活動実施結果報告書【ピンク色】

4 ごみ袋、土のう袋の配布について

環境美化活動で、ごみ袋及び土のう袋が必要な場合は各支所（挙母地域は地域交流課）に申し出ください。ただし、数に限りがありますので、事前に御確認ください。

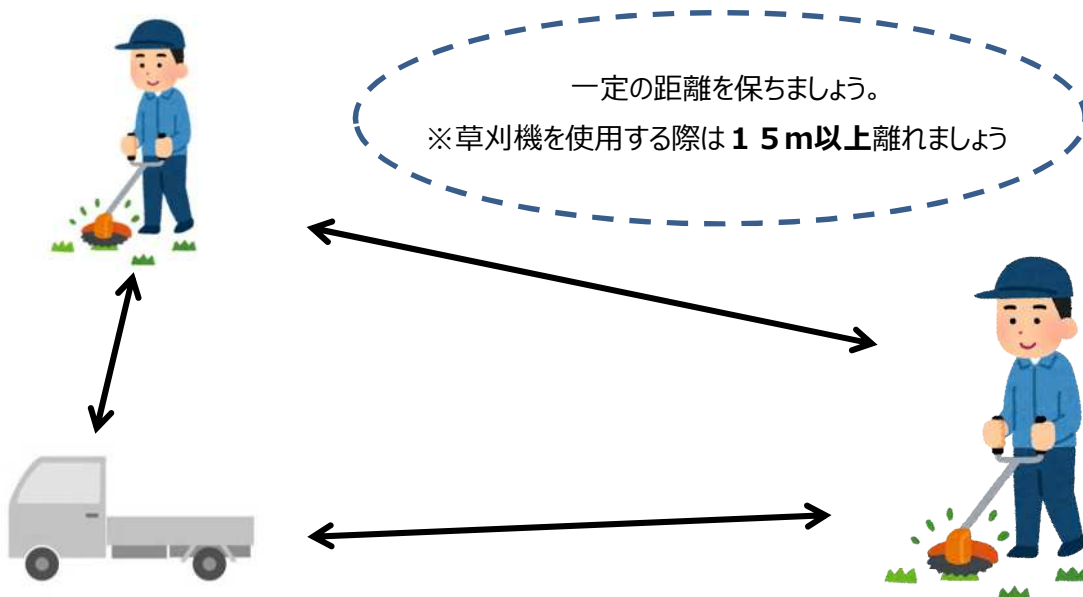
【問合せ先】 まちと川を美しくする会事務局（豊田市役所 地域交流課内）
担当 柴田、佐野、加藤
電話 34-6629 / FAX 35-4745
メール chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

秋の「環境美化活動」に関するお知らせ

作業にあたって



- ・怪我や熱中症に注意しながら作業をしてください。
高所、急傾斜での作業、危険な植物等の伐採など、危険を伴う作業については無理に行わず、公有地の場合は工事申請を活用してください。
- ・ダニなどからの感染症を防ぐため、肌の露出の少ない服装や、虫よけスプレーを活用しましょう。
- ・ごみの処分方法を確認し、適切に処理してください。
(分別できていない場合は、回収できません。)
- ・草刈機での除草作業中に跳ねた石が、車のガラスを割る事故が多発しています。
草刈機を使用する場合は、人や自動車から15m以上離れて作業するように注意してください。
- ・環境美化活動中の事故は、区長会共済制度、奉仕活動傷害見舞金支給制度の対象となります。事故が発生した場合には、同封の事故報告書を5日以内に（支所又は地域交流課に）提出してください。
※詳細は、自治区運営の手引きP55～をご参照ください。



0 令和8年度 秋 の注意点

(1) 渡刈クリーンセンターの令和8年度特別開場日

秋：9月27日（日） 10時～16時（12時～13時を除く）

特別開場日に環境美化活動を実施する場合でも、業者による廃棄物収集日は翌日以降となる場合があります。収集日程は、担当業者と調整してください。

(2) 業者へ依頼していない（区長等が持ち込む）自治区の廃棄物搬入先

廃棄物の種類	特別開場日以外	特別開場日 9月27日（日）
刈草	・緑のリサイクルセンター ・渡刈クリーンセンター	・渡刈クリーンセンター
せん定した枝	※可能な限り、緑のリサイクルセンターへお持ちください	
竹	・渡刈クリーンセンター	
燃やすごみ、可燃性粗大ごみ	・藤岡プラント	
金属ごみ、埋めるごみ、泥	・グリーン・クリーンふじの丘	受入れできません

(3) ごみの分別のお願い

ごみの種類によって処理方法が異なりますので、収集運搬を業者に依頼しているかどうかにかかわらず、収集したごみは必ず分別をお願いします。

①「刈草」「せん定した枝」「竹」について

基本的に「刈草」「せん定した枝」はたい肥等にしています。ごみが混ざっている状態ではたい肥等にできませんので、「刈草」「せん定した枝」「竹」は分別し、ごみ袋には入れないようにしてください。また、土や他のごみが混ざっている場合は、取り除いてください。

※業者による収集運搬を依頼していない自治区は、可能な限り、緑のリサイクルセンターへの搬入をお願いしておりますが、渡刈クリーンセンターへ搬入することも可能です。その際は焼却処理となるため、ごみ袋に入れた状態でも構いません。

※業者による収集運搬を依頼している自治区においては、緑のリサイクルセンターや民間の堆肥化施設等に搬入しますので、ごみ袋に入れた状態での収集は、原則不可となります。

②環境美化活動で出せないごみについて

区民会館や家庭から発生したごみは、環境美化のごみとして出すことができません。詳細はP2を参照してください。

1 ごみの分別

ごみの種類によって処理方法が異なりますので、収集したごみは必ず分別をお願いします。

(1)環境美化活動で出せるごみ

廃棄物の種類	
刈草・せん定した枝・竹 ※長大なものは処分できません（P6・7 参照）。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。	
公道や地域の 広場などに 不法投棄され た右欄のごみ	燃やすごみ（汚れた紙類、汚れたペットボトル、ビニール類）
	粗大ごみ（木製椅子など）
	金属ごみ（汚れた飲料缶、金属製品等） ※ 通常のごみの分別ルールに準じます。
	埋めるごみ（割れたガラスびん、陶磁器）
側溝等の泥	

(2)環境美化活動で出せないごみ

廃棄物の種類		処理方法
区民会館等から発生したごみ 事務用品、事務机、ソファ、いす、電化 製品、PC、紙類、飲料びん、缶、ペット ボトル、プラスチック類等		産業廃棄物…金属、ガラス、陶磁器、プラスチック 類、廃油等 愛知県産業資源循環協会（052-332-0346）へ連絡し てください。 産業廃棄物以外のごみ 清掃施設課（28-2000）へ連絡し、搬入先等を確認 のうえ自治区で処理施設へ持ち込んでください。
公道や地域の 広場などに 不法投棄され た右欄のごみ 	放置された自転車	放置された場所から動かさずに、交通安全防犯課 （34-6633）へ連絡してください。
	・タイヤ ・バッテリー ・家電4品目 （エアコン、テレビ、冷 蔵庫・冷凍庫、洗濯機・ 衣類乾燥機） ・パソコン ・消火器	区民会館等へ集めていただき、清掃業務課（71- 3003）へ連絡してください。 ※回収に1週間程度かかることがあります。 ※小原・藤岡・足助・下山・旭・稲武地区につい ては、区民会館等へ集めていただき、各支所へ連 絡してください。
	・危険ごみ （スプレー缶、ガスラ イター等）	『資源の日』に資源ステーションに出すか、市内のリ サイクルステーションへ持ち込んでください。
	汚れていない ・飲料缶 ・飲食用ガラスびん ・ペットボトル	
家庭内のごみ、宅地内の草木		家庭内で分別し、適切に処理してください。

2 ごみの処理方法



(1)収集運搬を業者へ依頼した自治区

分別が出来ていないごみについては回収できませんので、必ず分別をお願いします。

※ ごみステーションは集積場所ではありません。家庭ごみが出せなくなります。

	廃棄物の種類		収集方法
可燃物	刈草 せん定した枝 竹 ※草・枝・竹は必ず分けて、集積場所に積んでおいてください。 ※枯れ葉は、燃やすごみとして取扱います。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。		指定ごみ袋に入れずに、分別して 指定した集積場所にそのまま積んでおいてください。 ※長大なもの等は収集できません（P6・7 参照）。 ※石、飲料缶、土等が混入しないように注意してください。 ※オオキンケイギクは、種子が飛散しないよう指定ごみ袋に入れて燃やすごみとしてください。
	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	燃やすごみ ・汚れた紙類 ・汚れたペットボトル ・ビニール類	指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて 自治区で指定した集積場所に出してください。
		可燃性粗大ごみ （袋に入らない大きさのもの）	そのままの状態 で自治区の指定した集積場所に出してください。
不燃物	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	金属ごみ ・汚れた飲料缶 ・金属製品等	指定ごみ袋（金属、埋める）に入れて 自治区で指定した集積場所に出してください。 袋に入らない物は、分別してそのままの状態 で集積場所に出してください。
		埋めるごみ ・割れたガラスびん ・陶磁器	
	側溝等の泥		土のう袋に入れて 自治区で指定した集積場所に出してください。むき出しの泥は回収できません。収集時に袋が破れないよう、土のう袋に泥を入れすぎないようにしてください。

公道や地域の広場などに不法投棄されたごみであっても、上表にあてはまらない廃棄物（家電、危険ごみ、資源ごみなど）は、業者による収集ができません。P2 を参考に各自治区で御対応ください。

(2)収集運搬を業者へ依頼していない自治区



【自治区で各処理施設に持ち込む場合】

- ・「搬入物証明書」に必要事項を記入のうえ、指定処理施設の窓口へ提出すれば無料で処理できます（P8 参照）。

	廃棄物の種類		集積方法
可燃物	刈草 せん定した枝 竹 ※草・枝・竹は必ず分けて、搬入してください。 ※枯れ葉は、燃やすごみとして取扱います。 ※特定外来生物のオオキンケイギクは、燃やすごみとして取扱います。		指定ごみ袋に入らずに、分別して搬入してください。 （指定ごみ袋に入れての搬入も可能ですが緑のリサイクルセンターへの搬入の際は現地で袋から出していただく必要があります。） 刈草・せん定した枝は、緑のリサイクルセンター・渡刈クリーンセンターへ搬入してください。 竹は、渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。 ※長大なもの等は搬入できません（P6・7 参照）。 ※石、飲料缶、土等が混入しないように注意してください。 ※オオキンケイギクは、種子が飛散しないよう指定ごみ袋に入れて燃やすごみとしてください。
	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	燃やすごみ ・汚れた紙類 ・汚れたペットボトル ・ビニール類	指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。
		可燃性粗大ごみ （袋に入らない大きさのもの）	そのままの状態ですぐに渡刈クリーンセンター・藤岡プラントへ搬入してください。
不燃物	公道や地域の広場などに不法投棄された右欄のごみ	金属ごみ ・汚れた飲料缶 ・金属製品等	指定ごみ袋（金属、埋める）に入れてグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。
		埋めるごみ ・割れたガラスびん ・陶磁器	袋に入らない物は、分別してそのままの状態ですぐにグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。
	側溝等の泥		土のう袋に入れてグリーン・クリーンふじの丘へ搬入してください。

【ごみステーションに出す場合】

- ・少量のごみであれば、ごみステーションに出すことも可能です。（10 袋程度まで）
 分別を行い、ごみの収集日にごみ袋に入れて、「環境美化」と表示して、ごみステーションに出してください。

3 各指定処理施設の受入時間と連絡先

処理施設	受入時間	電 話
渡刈クリーンセンター	月 7時30分～16時 火～金 8時30分～16時	28-2000
	6/14(日)・9/27(日)の特別開 場日は10時～16時	
藤岡プラント	月～金 8時30分～16時 土 8時30分～12時	76-2027
緑のリサイクルセンター	月～金 9時30分～17時 土 8時30分～12時	43-2080
グリーン・クリーンふじの丘	月～金 8時30分～16時	75-2101
(株) 鈴鍵	月～金 8時～17時	41-2003
コメジ・ソシオ(株)	月～金 8時～17時	58-2235
フルハシEPO(株)	月～金 8時～18時 土 8時～17時	42-8561

※全ての処理施設について、12時～13時の搬入は控えてください。

<注意>

渡刈クリーンセンターの特別開場は、環境美化活動で出た一般廃棄物の搬入に限ります。

4 各指定処理施設の搬入禁止物

・「渡刈クリーンセンター」「藤岡プラント」

	区 分	主な搬入禁止物
1	不燃物	・汚れた飲料缶、金属製品 ・割れたガラスびん、陶磁器 ・スプレー缶、ガスライター ・側溝等の泥
2	長大なもの	・渡刈クリーンセンター 長さ2 m以上、太さ30 cm以上 ・藤岡プラント 長さ2 m以上、太さ10 cm以上
3	発火の可能性のあるもの	・リチウムイオンバッテリーを含むごみ

・「グリーン・クリーン ふじの丘」

	区 分	主な搬入禁止物
1	危険物	・農薬、その他毒性の強い危険を伴う薬品 ・塗料、ペンキ類でシンナー、ベンジン等の引火性の強いものが混入したもの ・ <u>スプレー缶、ガスライター、カセットボンベ、バッテリー</u>
2	火気のある物	・焼却灰で火気のある物 ・火災による残焼物で火気のある物 ・その他火気のある物
3	著しく悪臭を発する物	・残渣物
4	体積の大きな物	・長さ2 m、幅2 m、高さ0.7 m以上の物（浄化槽、電気温水器等）
5	長大なもの	・長さ2 m、直径30 cm以上の物
6	廃車類	・自動車（カート含む。） ・自動二輪車（ポケットバイク含む。） ・原動機付自転車 ・発電機 ・ジェットスキー ・エンジン類（原動機付自転車以上のもの）
7	感染性の物	・注射針
8	機械の故障につながるもの	・厚さ15 mm以上の金属のかたまり ・1メートル以上のワイヤーロープ
9	市で収集・処理しない物	・タイヤ ・パソコン ・バッテリー ・農業用機械 ・ボンベ ・ピアノ ・石、土、砂 ・廃消火器

・「緑のリサイクルセンター」

	区 分	搬入禁止物
1	搬入を禁止している物	・ウルシ、ヌルデ等の触れるとかぶれるもの ・アセビ、キョウチクトウ等の有毒植物 ・長さが2 m以上の木類 ・直径30 cm 以上の木類 ・板材、木材類 ・防腐剤を施した木類 ・著しく悪臭を発するもの、腐敗したもの ・根、土が付いているもの ・野菜、果実又は野菜、果実が付いているもの ・竹、笹、落葉類 ・刈草類、せん定枝類を原材料とした加工品 ・上記に定めるもののほか適正に処理できないと判断されるもの

5 環境美化活動に関する問合せ先

内容	連絡先	時間
環境美化に関すること	地域交流課 (34-6629)	月～金 8時30分～ 17時15分
街路樹、側溝に関すること	道路維持課 (34-6645)	
排水路、河川に関すること	河川課 (34-6672)	
地域広場、公園に関すること	公園緑地課 (34-6621)	
放置された自転車について	交通安全防犯課 (34-6633)	
タイヤ、バッテリー、家電4品目、パソコン、消火器の処理について	清掃業務課 (71-3003)	月～金 8時～16時45分
渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、グリーン・クリーンふじの丘、緑のリサイクルセンターに関すること	清掃施設課 (28-2000)	月～金 8時15分～17時
ごみの分別について	循環型社会推進課 (71-3001)	

6 搬入証明書について

- ・各自治区で各処理施設に持ち込む場合に使用してください。
- ・区長会ホームページ→5 ごみ・環境→2 - 清掃行政における各種助成制度→08 搬入物証明書からダウンロードできます。

※ 1回の搬入につき、証明書が1枚必要です。

見本

搬入物証明書

《該当するごみ区分にチェックを入れてください》

この廃棄物は、

- ☐ 1 ごみステーション管理に伴う家庭ごみ
- ☐ 2 自治区施設の管理で発生する、紙くず、木くず（刈草・せん定枝、木製の家具等）、繊維くず（木綿くず、天然繊維くず）
- ☐ 3 自治区主催の行事から発生したごみ
- ☐ 4 環境美化活動により収集したごみ
- ☐ 5 不法投棄されたごみ

であることを証明します。

令和 年 ○月 ○日

①	自治 区 名	○○ 自治区
②区長氏名		○○ ○○
③搬入者 氏 名		○○ ○○（持ち込む本人の名前を 記載）
		（例）豊田800 12-13

廃棄物の種類	受 付 欄	備 考
☐ 燃やすごみ ☐ 埋めるごみ ☐ 金属ごみ ☐ 刈草・せん定枝	☐ 渡刈クリーンセンター ☐ 藤岡プラント ☐ グリーン・クリーンふじの丘 ☐ 緑のリサイクルセンター 受付日： 年 月 日	

区民の皆さんへ

自治区長

秋の「環境美化の日」作業のお知らせ

日ごろは、自治区内の環境美化につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当自治区では、下段に記載の日程で活動したいと考えますのでよろしくお願い致します。

■ 注意事項 ■

- ① 暑い時期となりますので、飲み物を各自で用意していただくなど、参加者が水分補給をするよう注意を促し、休憩をとりながら実施してください。
- ② 怪我をしないように、周りに注意しながら作業してください。
- ③ 草刈機での除草作業中に跳ねた石が、車のガラスを割る事故が多発しています。人や自動車から15m以上離れて作業するよう注意してください。
- ④ ごみの分別、収集方法のルールを守って実施してください。
- ⑤ 蚊の発生防止のため、水たまりのもと（空き缶、プラスチック容器など）も片づけましょう。
- ⑥ ダニなどからの感染症を防ぐため、肌の露出の少ない服装や虫よけスプレーの活用をしましょう。ハチなどの虫刺されにも注意しましょう。

★ 当自治区の「環境美化の日」

月 日 () 時 から

◎ 雨天の場合は、月 日 ()

様式第 2 号

年 月 日

豊田市区長会共済会会長 様

豊田市区長会共済会事故報告書

自治区名(コミュニティ会議名)

自治区長名(コミュニティ会議会長名)

事故発生 日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後
事故発生 場所	豊田市
行事名	
受傷者（フリガナ） 氏 名 男 ・ 女 （年齢 才）	
保護者氏名・続柄（未成年者の場合）	
住 所	電 話
事故の発生状況	
傷害の箇所と程度	
入院の有無 （ 有 ・ 無 ）	
「有」のとき見舞金 5, 0 0 0 円の事前支給を希望するか。（する ・ しない）	
再発防止対策	

※この「事故報告書」は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。

豊田市区長会共済会事故報告書

自治区名(コミュニティ会議名) 〇〇〇〇自治区

自治区長名(コミュニティ会議会長名) 豊田 一郎

事故発生日時	〇〇年 9 月 21 日		午前	9 時 30 分頃
事故発生場所	豊田市 西町3丁目60番地			
行事名	秋の環境美化活動			
受傷者(フリガナ)	アイチ ジロウ			
氏名	愛知 二郎	男	・ 女	(年齢 35 才)
保護者氏名・続柄(未成年者の場合)				
住所	豊田市西町2丁目50番地	電話	34-6629	
事故の発生状況				
環境美化活動で、路肩の除草作業の際、道路標識に右手甲を強打したため、 負傷した。				
傷害の箇所と程度				
全治一週間程度の打撲及び裂傷				
入院の有無 (有・無)				
「有」のとき見舞金5,000円の事前支給を希望するか。(する・しない)				
再発防止対策				
作業前に、作業方法の指導や安全確認を実施する。				

「する」とした場合は、
総支給額より差し引かれます。

※この「事故報告書」は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。

自治区活動事故報告書（損害補償金用）

豊田市区長会 共済会長 様

団 体 名

団体代表者名

事故発生日時			
年		月	
日		時	
分		頃	
事故発生場所			
豊田市			
自治区活動内容			
事故原因・発生状況（石跳ねの時は、車までの距離もご記入下さい）			
（再発防止対策）			
加害者	氏 名		
	（年齢 歳）		
被害者	住 所		
	（電話 — ）		
被害者	氏 名		
	（年齢 歳）		
	住 所		
被害者	（電話 — ）		
	医療機関		
被害物	被害の程度		
修理業者		（電話 — ）	支払 見込

記入例

様式第2号

〇〇年 9月 18日

自治区活動事故報告書（損害補償金用）

豊田市区長会 共済会長 様

団 体 名 〇〇〇自治区

団体代表者名 豊田 一郎

事故発生日時	
〇〇年 9月 15日 8時 45分頃	
事故発生場所	
豊田市西町3丁目60番地	
自治区活動内容	
秋の環境美化活動	
事故原因・発生状況（石跳ねの時は、車までの距離もご記入下さい）	
草刈機で除草作業中、跳ねた石が近くに止まっていた車のフロントガラスを破損した。	
（車までの距離10m）	
（再発防止対策）車が近くに停まっていないか 確認する。停まっている場合は移動してもらう。	
加害者	氏 名
	東海 二郎 （年齢 65 歳）
被害者	住 所
	豊田市西町3丁目30番地 （電話 34－6619 ）
被害者	氏 名
	愛知 三郎 （年齢 35 歳）
	住 所
被害物	豊田市西町2丁目50番地 （電話 34－4745 ）
	医療機関 （電話 ー ）
被害物	被害の程度
車のフロントガラス	フロントガラス破損
修理業者	支払 見込
日本自動車（株） （電話 34－5678 ）	〇〇〇〇〇〇〇円

様式第1号

年 月 日

公共奉仕活動傷害事故報告書（見舞金用）

豊 田 市 長 様
(担当：地域交流課)

图 体 名

团体代表者名

[illegible]

記入例

様式第 1 号

〇〇年 9月22日

公共奉仕活動傷害事故報告書（見舞金用）

豊 田 市 長 様
（担当：地域交流課）

団 体 名 〇〇〇自治区

団体代表者名 豊田 一郎

事故発生日時	〇〇 年 9 月 21 日 9 時 30 分頃
事故発生場所	豊田市 西町3丁目60番地
奉仕活動内容	秋の環境美化活動
受傷者 （フリガナ）	アイチ ジロウ
氏 名	愛知 二郎 （年齢 35 歳）（職業 会社員 ）
住 所	豊田市西町2丁目50番地 （電話 34－6629 ）
傷害の程度	全治一週間程度の打撲及び裂傷
事故の発生状況	環境美化活動で、路肩の除草作業の際、道路標識に右手甲を強打した為、 負傷した。